

改正	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ 管制方式基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(Ⅲ) 飛行場管制方式</b></p> <p style="text-align: center;">3 管制間隔</p> <p><b>【同一滑走路における間隔】</b></p> <p>(2) 同一の滑走路を使用する航空機相互間の間隔は、次の基準によるものとする。 a～d (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後方乱気流管制方式</p> <p>e 先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2 <a href="#">(20)</a>)</p> <p><b>【平行滑走路における間隔】</b></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後方乱気流管制方式</p> <p>(3)a (略)</p> <p>b 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2 <a href="#">(20)</a>)</p> <p><b>【交差滑走路及び非交差滑走路における間隔】</b></p> <p>(4) 交差滑走路又は飛行経路が交差する非交差滑走路をそれぞれ使用して離着陸する航空機相互間の間隔は、次の基準によるものとする。 a～d (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後方乱気流管制方式</p> <p>e 次に掲げる場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2 <a href="#">(20)</a>)</p> <p style="text-align: center;"><b>(Ⅳ) レーダー使用基準</b></p> <p style="text-align: center;">9 速度調整</p> <p><b>【最大調整速度】</b></p> <p>(6) 最大調整速度の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 法第82条の2各号に掲げる空域においては、(Ⅰ)2 <a href="#">(22)</a>の指示による場合を除き、則179条第1項及び第2項に掲げる制限速度を超える速度調整は行わないものとする。</p> <p>(b)・(c) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ 管制方式基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(Ⅲ) 飛行場管制方式</b></p> <p style="text-align: center;">3 管制間隔</p> <p><b>【同一滑走路における間隔】</b></p> <p>(2) 同一の滑走路を使用する航空機相互間の間隔は、次の基準によるものとする。 a～d (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後方乱気流管制方式</p> <p>e 先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2 <a href="#">(18)</a>)</p> <p><b>【平行滑走路における間隔】</b></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後方乱気流管制方式</p> <p>(3)a (略)</p> <p>b 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2 <a href="#">(18)</a>)</p> <p><b>【交差滑走路及び非交差滑走路における間隔】</b></p> <p>(4) 交差滑走路又は飛行経路が交差する非交差滑走路をそれぞれ使用して離着陸する航空機相互間の間隔は、次の基準によるものとする。 a～d (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後方乱気流管制方式</p> <p>e 次に掲げる場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2 <a href="#">(18)</a>)</p> <p style="text-align: center;"><b>(Ⅳ) レーダー使用基準</b></p> <p style="text-align: center;">9 速度調整</p> <p><b>【最大調整速度】</b></p> <p>(6) 最大調整速度の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 法第82条の2各号に掲げる空域においては、(Ⅰ)2 <a href="#">(20)</a>の指示による場合を除き、則179条第1項及び第2項に掲げる制限速度を超える速度調整は行わないものとする。</p> <p>(b)・(c) (略)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="color: red;">誤記修正</p> <p style="color: red;">誤記修正</p> <p style="color: red;">誤記修正</p> <p style="color: red;">誤記修正</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程改正 新旧対照表

改正	現行	備考																																																				
<p style="text-align: center;"><b>(VI) 緊急方式</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 緊急業務</b></p> <p><b>【措置基準】</b></p> <p>(1) 緊急機に対しては、次に掲げる基準により措置するものとする(航空保安業務処理規程第2の2航空機の搜索救難処理規程参照)。</p> <table border="1" data-bbox="184 548 1276 850"> <thead> <tr> <th>緊急状態</th> <th>緊急状態を知った管制機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒の段階(Alert phase) 1～3 (略) 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程で<u>ないか、又は不時着の可能性が判断できない</u>旨の連絡があった場合。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1・注2 (略)</p>	緊急状態	緊急状態を知った管制機関	(略)	(略)	警戒の段階(Alert phase) 1～3 (略) 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程で <u>ないか、又は不時着の可能性が判断できない</u> 旨の連絡があった場合。	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><b>(VI) 緊急方式</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 緊急業務</b></p> <p><b>【措置基準】</b></p> <p>(1) 緊急機に対しては、次に掲げる基準により措置するものとする(航空保安業務処理規程第2の2航空機の搜索救難処理規程参照)。</p> <table border="1" data-bbox="1299 548 2392 850"> <thead> <tr> <th>緊急状態</th> <th>緊急状態を知った管制機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒の段階(Alert phase) 1～3 (略) 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程で<u>ない</u>旨の連絡があった場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1・注2 (略)</p>	緊急状態	緊急状態を知った管制機関	(略)	(略)	警戒の段階(Alert phase) 1～3 (略) 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程で <u>ない</u> 旨の連絡があった場合	(略)	(略)	(略)	<p>GADSS の導入に伴う改正 「航空機の搜索救難に関する協定」を反映</p>																																				
緊急状態	緊急状態を知った管制機関																																																					
(略)	(略)																																																					
警戒の段階(Alert phase) 1～3 (略) 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程で <u>ないか、又は不時着の可能性が判断できない</u> 旨の連絡があった場合。	(略)																																																					
(略)	(略)																																																					
緊急状態	緊急状態を知った管制機関																																																					
(略)	(略)																																																					
警戒の段階(Alert phase) 1～3 (略) 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程で <u>ない</u> 旨の連絡があった場合	(略)																																																					
(略)	(略)																																																					
<p style="text-align: center;"><b>IV 管制機関運用基準</b></p> <p>別表第3</p> <table border="1" data-bbox="184 1073 1276 1297"> <thead> <tr> <th rowspan="2">様式番号</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th colspan="5">管制機関の種類</th> </tr> <tr> <th>ATMセンター</th> <th>管制区管制所</th> <th>ターミナル管制所</th> <th>飛行場管制所</th> <th>着陸誘導管制所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)・(注2) (略)</p>	様式番号	書類名	管制機関の種類					ATMセンター	管制区管制所	ターミナル管制所	飛行場管制所	着陸誘導管制所	(略)								(削る)	(削る)	(削る)				<p style="text-align: center;"><b>IV 管制機関運用基準</b></p> <p>別表第3</p> <table border="1" data-bbox="1299 1073 2392 1297"> <thead> <tr> <th rowspan="2">様式番号</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th colspan="5">管制機関の種類</th> </tr> <tr> <th>ATMセンター</th> <th>管制区管制所</th> <th>ターミナル管制所</th> <th>飛行場管制所</th> <th>着陸誘導管制所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ピークデイ交通量報告書</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)・(注2) (略)</p>	様式番号	書類名	管制機関の種類					ATMセンター	管制区管制所	ターミナル管制所	飛行場管制所	着陸誘導管制所	(略)								<u>ピークデイ交通量報告書</u>	<u>○</u>	<u>○</u>				<p>「ピークデイ交通量報告書」の廃止に伴う削除</p>
様式番号			書類名	管制機関の種類																																																		
	ATMセンター	管制区管制所		ターミナル管制所	飛行場管制所	着陸誘導管制所																																																
(略)																																																						
	(削る)	(削る)	(削る)																																																			
様式番号	書類名	管制機関の種類																																																				
		ATMセンター	管制区管制所	ターミナル管制所	飛行場管制所	着陸誘導管制所																																																
(略)																																																						
	<u>ピークデイ交通量報告書</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																																			
<p style="text-align: center;"><b>V 管制書類様式記入要領</b></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p style="text-align: center;"><b>V 管制書類様式記入要領</b></p> <p style="text-align: center;"><u>10 ピークデイ交通量報告書</u></p> <p>毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各6ヶ月間において最も交通量の多かった日について、次に掲げる事項について調査するものとする。</p> <p>(1) 各位置通報点の上空を飛行した航空機を分類して、各位置通報点ごとに上空通過機数を算出する。軍用機、民間機及び高度の別は不要である。</p> <p>(2) 飛行場別の出発機数</p> <p>(3) 各位置通報点間の飛行回数を高度ごとに算出する。</p> <p>注 この統計の1日は0000(I)から2359(I)までとする。</p>	<p>調査目的に応じ期間や対象を柔軟に抽出し報告できる体制となっているため廃止。</p>																																																				

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程改正 新旧対照表

改正			現行			備考
<p><u>10</u> 管制ストリップ (略)</p> <p><u>11</u> 各様式の保存期間</p>			<p><u>11</u> 管制ストリップ (略)</p> <p><u>12</u> 各様式の保存期間</p>			<p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>「ピークデイ交通量報告書」の廃止に伴う削除</p>
様式番号	保存期間	備考	様式番号	保存期間	備考	
(略) (削る)	(略) (削る)	(略)	(略) ピークデイ交通量報告書	(略) //	(略)	